

第27報特例適用のための通所系サービス事業所における感染防止対策等に係る申出書

- まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続していく必要があります。
- 第27報に示されている①訪問サービスへの切替、②通所サービスの提供時間短縮に係る特例は必要な感染防止対策の一環であることから、この申出書では、その感染防止対策が採られているか、第27報の特例の適用に当たって必要な手順が行われているかを申し出ていただく必要があります。

※すべてにチェックが付いている必要があります

確認項目	
<input type="checkbox"/>	「介護現場における感染対策の手引き」を遵守した上で、感染防止対策を更に徹底する対策を講じることとしているため、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」における ①訪問サービスへの切替 又は／及び ②通所サービスの提供時間短縮 の報酬の取扱い（居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間に対応した報酬区分を算定）（以下「第27報の取扱い」という。）を実施する予定がある。 （参考）「介護現場における感染対策の手引き 第2版」 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf
<input type="checkbox"/>	第27報の取扱いにより報酬を算定するため、事業所において、①訪問サービスへの切替又は／及び②通所サービス提供時間の短縮のために必要な準備（訪問を行うスタッフのシフトの検討、利用者のグループ分けの検討等）を行っている。
<input type="checkbox"/>	第27報の取扱いにより報酬を算定することについて、利用者に対して周知を行い、同意の判断に足りる説明を行っている。

備考